

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月22日
【会社名】	株式会社チェンジ
【英訳名】	CHANGE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
【電話番号】	(03)6435-7340
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
【電話番号】	(03)6435-7340
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 山田 裕
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 2,488,675,925円 引受人の買取引受けによる売出し 726,102,800円 オーバーアロットメントによる売出し 496,138,000円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下「発行価額」という。)の総額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月15日(水)付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集の発行数(一般募集における国内販売株式数)及び募集条件、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数)及び売出条件、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数)及び売出条件、その他この新株式発行及び株式売出しに関し必要な事項が2019年5月22日(水)に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について
- 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について
- 4 本邦以外の地域において開始される引受人の買取引受けによる売出しに係る事項について
- 5 本邦以外の地域において開始されるオーバーアロットメントによる売出しに係る事項について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2019年5月22日(水)となりましたので、一般募集の申込期間は「自 2019年5月23日(木) 至 2019年5月24日(金)」、払込期日は「2019年5月30日(木)」、受渡期日は「2019年5月31日(金)」、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「自 2019年5月23日(木) 至 2019年5月24日(金)」、受渡期日は「2019年5月31日(金)」、グリーンシューオプションの行使期間は「2019年5月31日(金)から2019年6月21日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2019年5月25日(土)から2019年6月21日(金)までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,600,000株	完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 2019年5月15日(水)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数1,600,000株は、2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,600,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内において販売される株式数(以下「一般募集における国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「一般募集における国内販売」という。)の上限であります。一般募集の募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「一般募集における海外販売」といい、一般募集における海外販売の対象となる株式数を「一般募集における海外販売株式数」という。)されることがありますが、一般募集における海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(2019年5月15日(水))現在、未定です。

なお、一般募集の募集株式数のうち一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)及び一般募集における海外販売株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(後記「2 株式募集の方法及び条件」に定義する。)に決定されますが、一般募集における海外販売株式数は一般募集の募集株式数1,600,000株の半数以下とするため、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)は一般募集の募集株式数1,600,000株の半数以上となります。

一般募集における海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	934,100株	完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2019年5月15日(水)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数934,100株は、2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,600,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内において販売される株式数(以下「一般募集における国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「一般募集における国内販売」という。)であります。一般募集の募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「一般募集における海外販売」といい、一般募集における海外販売の対象となる株式数を「一般募集における海外販売株式数」という。)され、一般募集における海外販売株式数は665,900株であります。
一般募集における海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式307,500株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- <後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(訂正前)

2019年5月22日(水)から2019年5月24日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(訂正後)

2019年5月22日(水)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,600,000株	5,698,640,000	2,849,320,000
計(総発行株式)	1,600,000株	5,698,640,000	2,849,320,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	934,100株	2,488,675,925	1,244,337,963
計(総発行株式)	934,100株	2,488,675,925	1,244,337,963

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。
- 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1 2	未定 (注)1	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年5月22日(水)から2019年5月24日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数(後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」(注)1に定義する。))、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数(後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」(注)1に定義する。))、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数(後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」(注)1に定義する。))、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数(後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」(注)1に定義する。))、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.change-jp.com/>) (以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<後略>

(訂正後)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,764	2,664.25	1,332.125	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1 発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数(後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」(注)1に定義する。))、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数(後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」(注)1に定義する。))、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数(後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」(注)1に定義する。))、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数(後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」(注)1に定義する。))、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額をいう。)について、2019年5月23日(木)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.change-jp.com/>)において公表します。

<後略>

3【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 4. 引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	1,600,000株	-

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	934,100株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき99.75円)となります。 4. 引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	0株	
計	-	934,100株	-

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,698,640,000	35,000,000	5,663,640,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における国内販売株式数の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額は、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,488,675,925	20,430,000	2,468,245,925

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における国内販売株式数に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 3の全文削除

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額5,663,640,000円と一般募集における海外販売に係る手取概算額(未定)とを合わせた手取概算額合計5,663百万円(以下「本件取得資金」という。)について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
M&A・資本業務提携投資	1,500	2019年6月～2020年5月
財務体質強化のための借入金返済	2,663	2019年6月～2019年9月
計	5,663	

< 中略 >

M & A ・ 資本業務提携投資 1,500百万円

当社は、本件取得資金のうち1,500百万円を、M & A ・ 資本業務提携投資に充当する予定です。

当社が推進する生産性の革新及びパブリテックを加速化するために最適なシナジーが得られる事業を営む企業に対するM & A や資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。具体的な資金使途としては、以下の2つの計画を予定しております。

まず、当社は2018年11月に株式会社トラストバンク(3)の株式を取得し、60%程度を保有しておりますが、更に持株比率を向上させる予定であり、2019年9月末までに800百万円を投じる計画です。株式会社トラストバンクとの事業シナジーは当社の中期経営計画達成に向けた最も重要な要因であり、更に関与度を高めることを意図しております。なお、取得株式数、取得方法、取得単価及び株式追加取得後の持株比率については現時点で未定です。

次に、最先端のテクノロジーを活用してサービスを提供する企業や生産性の向上及びパブリテックを加速化する上でシナジーのある企業との資本業務提携に700百万円を充当する計画です。これまで、当社ではIPOアクセラレーションプログラム(4)を展開して累計275百万円の投資を行ってまいりましたが、株式会社GA technologiesや株式会社識学が東京証券取引所マザーズ市場に上場するなど、大きな成果をあげております。この動きを更に加速させるためにも、IPOアクセラレーションプログラムの当初予定投資総額1,000百万円から上記累計投資額を差し引いた725百万円のうち700百万円を資本業務提携のための資金として調達したいと考えております。資本業務提携につきましては、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものではありません。

何らかの理由で支出予定期間中にM & A及び資本業務提携投資を実施する機会がない場合は、本の資金は借入金の返済に充当する予定です。

財務体質強化のための借入金返済 2,663百万円

当社は、本件取得資金のうち2,663百万円を、金融機関からの借入金の返済に充当する予定です。当社では、2018年11月に実施した株式会社トラストバンクの株式取得費用を金融機関からの借入れ(5)により充当しております。当該借入金の一部を返済することにより借入金の圧縮を行い、当社グループの財務体質の強化につなげてまいります。なお、借入金の一部返済後の残額の返済については、当初の金銭消費貸借契約に基づき、借入期間内での返済を行ってまいります。

< 後略 >

(訂正後)

上記差引手取概算額2,468,245,925円と一般募集における海外販売に係る手取概算額1,759,554,075円とを合わせた手取概算額合計4,227百万円(以下「本件取得資金」という。)について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
M & A・資本業務提携投資	1,000	2019年6月～2020年5月
財務体質強化のための借入金返済	1,727	2019年6月～2019年9月
計	4,227	

< 中略 >

M & A・資本業務提携投資 1,000百万円

当社は、本件取得資金のうち1,000百万円を、M & A・資本業務提携投資に充当する予定です。

当社が推進する生産性の革新及びパブリテックを加速化するために最適なシナジーが得られる事業を営む企業に対するM & Aや資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。具体的な資金使途としては、以下の2つの計画を予定しております。

まず、当社は2018年11月に株式会社トラストバンク(3)の株式を取得し、60%程度を保有しておりますが、更に持株比率を向上させる予定であり、2019年9月末までに800百万円を投じる計画です。株式会社トラストバンクとの事業シナジーは当社の中期経営計画達成に向けた最も重要な要因であり、更に関与度を高めることを意図しております。なお、取得株式数、取得方法、取得単価及び株式追加取得後の持株比率については現時点で未定です。

次に、最先端のテクノロジーを活用してサービスを提供する企業や生産性の向上及びパブリテックを加速化する上でシナジーのある企業との資本業務提携に200百万円を充当する計画です。これまで、当社ではIPOアクセラレーションプログラム(4)を展開して累計275百万円の投資を行ってまいりましたが、株式会社GA technologiesや株式会社識学が東京証券取引所マザーズ市場に上場するなど、大きな成果をあげております。この動きを更に加速させるためにも、IPOアクセラレーションプログラムの当初予定投資総額1,000百万円から上記累計投資額を差し引いた725百万円のうち200百万円を資本業務提携のための資金として調達したいと考えております。資本業務提携につきましては、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものではありません。

何らかの理由で支出予定期間中にM & A及び資本業務提携投資を実施する機会がない場合は、本の資金は借入金の返済に充当する予定です。

財務体質強化のための借入金返済 1,727百万円

当社は、本件取得資金のうち1,727百万円を、金融機関からの借入金の返済に充当する予定です。当社では、2018年11月に実施した株式会社トラストバンクの株式取得費用を金融機関からの借入れ(5)により充当しております。当該借入金の一部を返済することにより借入金の圧縮を行い、当社グループの財務体質の強化につなげてまいります。なお、借入金の一部返済後の残額の返済については、当初の金銭消費貸借契約に基づき、借入期間内での返済を行ってまいります。

< 後略 >

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

（訂正前）

2019年5月22日（水）から2019年5月24日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格。発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450,000株	1,662,750,000	東京都港区 神保 吉寿 175,000株
			東京都港区 福留 大士 175,000株
			東京都小金井市 石原 徹哉 50,000株
			埼玉県川口市 山田 裕 50,000株

（注）1 上記売出数450,000株及び売出価額の総額1,662,750,000円は、引受人の買取引受けによる売出しのうち、日本国内において販売される株式数（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売」という。）の上限に係るものであります。引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の対象となる株式数を「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数」という。）されることがありますが、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日（2019年5月15日（水））現在、未定です。

なお、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数のうち引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数（引受人の買取引受けによる売出しの売出数）及び引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数450,000株の半数以下とするため、引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数（引受人の買取引受けによる売出しの売出数）は引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数450,000株の半数以上となります。

引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される引受人の買取引受けによる売出しに係る事項について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限としてオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 中略 >

5 売出価額の総額は、2019年5月8日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

2019年5月22日(水)(発行価格等決定日)に決定された引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格。発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	262,700株	726,102,800	東京都港区 神保 吉寿 102,200株
			東京都港区 福留 大士 102,200株
			東京都小金井市 石原 徹哉 29,200株
			埼玉県川口市 山田 裕 29,100株

(注)1 上記売出数262,700株及び売出価額の総額726,102,800円は、引受人の買取引受けによる売出しのうち、日本国内において販売される株式数(以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売」という。)に係るものであります。引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の対象となる株式数を「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数」という。)され、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は187,300株であります。

引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される引受人の買取引受けによる売出しに係る事項について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しが行われます。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 中略 >

(注)5の全文削除

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の終値(当日 に終値のない場合 は、その日に先立つ 直近日の終値)に 0.90~1.00を乗じた 価格(1円未満端数 切捨て)を仮条件と します。	未定 (注)1、2	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年5月22日(水)から2019年5月24日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数)、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されず、また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 中略 >

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

< 後略 >

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契 約の内容
2,764	2,664.25	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1 発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数)、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)について、2019年5月23日(木)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.change-jp.com/>)において公表します。

< 中略 >

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金(1株につき99.75円)となります。

< 後略 >

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	307,500株	1,136,212,500	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券が当社株主より307,500株を上限として借受ける当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

上記売出数307,500株及び売出価額の総額1,136,212,500円は、オーバーアロットメントによる売出しのうち、日本国内において販売される株式数（以下「オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売」という。）の上限に係るものであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売」といい、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の対象となる株式数を「オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数」という。）されることがありますが、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日（2019年5月15日（水））現在、未定です。

なお、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数のうちオーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数（オーバーアロットメントによる売出しの売出数）及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数はオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数307,500株の半数以下とするため、オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数（オーバーアロットメントによる売出しの売出数）はオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数307,500株の半数以上となります。

オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 本邦以外の地域において開始されるオーバーアロットメントによる売出しに係る事項について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（一般募集における国内販売株式数）、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額（一般募集における国内販売に係る発行価額の総額）、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額（一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額）、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額（一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額）、差引手取概算額（一般募集における国内販売に係る差引手取概算額）、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数）、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額）、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数（オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数）、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額（オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額）及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 売出価額の総額は、2019年5月8日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	179,500株	496,138,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果行われる、株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式307,500株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

上記売出数179,500株及び売出価額の総額496,138,000円は、オーバーアロットメントによる売出しのうち、日本国内において販売される株式数(以下「オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売」という。)に係るものであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売」といい、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の対象となる株式数を「オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数」という。)され、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数は128,000株であります。オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 本邦以外の地域において開始されるオーバーアロットメントによる売出しに係る事項について」をご参照下さい。

発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売株式数)、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける国内販売に係る売出価額の総額)及びオーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)について、2019年5月23日(木)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.change-jp.com/>)において公表します。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注)3の全文削除

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

<後略>

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
2,764	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定された申込期間と同一とします。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

<中略>

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ及び当該株主から株式会社SBI証券へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

<後略>

(訂正後)

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式307,500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

<中略>

(削除)

<後略>

3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

(訂正前)

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(一般募集)に係る募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(一般募集における海外販売)されることがあります。

一般募集における海外販売の概要は以下のとおりであります。

(訂正後)

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(一般募集)に係る募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(一般募集における海外販売)され、一般募集における海外販売株式数は665,900株であります。

一般募集における海外販売の概要は以下のとおりであります。

(2) 発行数(一般募集における海外販売株式数)

(訂正前)

未定

(発行数(一般募集における海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、一般募集の発行数1,600,000株の半数以下とします。)

(訂正後)

665,900株

(3) 発行価格

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)

(訂正後)

2,764円

(一般募集における海外販売における1株当たりの発行価格であります。なお、発行価額との差額は、引受人の手取金となります。)

(4) 発行価額(会社法上の払込金額)

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。)

(訂正後)

2,664.25円

(5) 資本組入額

(訂正前)

未定

(資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を上記(2)記載の発行数で除した金額とします。)

(訂正後)

1,332.125円

(6) 発行価額の総額(一般募集における海外販売に係る発行価額の総額)

(訂正前)

未定

(訂正後)

1,774,124,075円

(7) 資本組入額の総額(一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額)

(訂正前)

未定

(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。)

(訂正後)

887,062,038円(増加する資本準備金の額は887,062,038円)

(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から上記の増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。)

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

手取金の総額

一般募集における海外販売に係る払込金額の総額 未定

一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額 未定

一般募集における海外販売に係る差引手取概算額 未定

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

一般募集における海外販売に係る差引手取概算額(未定)と一般募集における国内販売に係る手取概算額5,663,640,000円とを合わせた手取概算額合計5,663百万円(本件取得資金)について、手取金の用途は主に下記のとおりとなります。

資金用途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
M & A・資本業務提携投資	1,500	2019年6月～2020年5月
財務体質強化のための借入金返済	2,663	2019年6月～2019年9月
計	5,663	

詳細については、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」をご参照下さい。

(訂正後)

手取金の総額

一般募集における海外販売に係る払込金額の総額 1,774,124,075円

一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額 14,570,000円

一般募集における海外販売に係る差引手取概算額 1,759,554,075円

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

一般募集における海外販売に係る差引手取概算額1,759,554,075円と一般募集における国内販売に係る手取概算額2,468,245,925円とを合わせた手取概算額合計4,227百万円(本件取得資金)について、手取金の用途は主に下記のとおりとなります。

資金用途	金額(百万円)	支出予定時期
人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
M & A・資本業務提携投資	1,000	2019年6月～2020年5月
財務体質強化のための借入金返済	1,727	2019年6月～2019年9月
計	4,227	

詳細については、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」をご参照下さい。

(13) 新規発行年月日(払込期日)

(訂正前)

2019年5月30日(木)から2019年6月3日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とします。

(訂正後)

2019年5月30日(木)

4 本邦以外の地域において開始される引受人の買取引受けによる売出しに係る事項について

(訂正前)

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された引受人の買取引受けによる売出しに係る売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売)されることがあります。

引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の概要は以下のとおりであります。

(訂正後)

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議された引受人の買取引受けによる売出しに係る売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売)され、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は187,300株であります。

引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の概要は以下のとおりであります。

(2) 売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数)

(訂正前)

未定

(売出数(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式数450,000株の半数以下とします。)

(訂正後)

187,300株

(3) 売出価格

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)

(訂正後)

2,764円

(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る1株当たりの売出価格であります。なお、引受価額との差額は、引受人の手取金となります。)

(4) 引受価額

(訂正前)

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。なお、引受価額とは、売出人が下記(8)記載の引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額をいいます。)

(訂正後)

2,664.25円

(引受価額とは、売出人が下記(8)記載の引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額をいいます。)

(5) 売出価額の総額(引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)

(訂正前)

未定

(訂正後)

517,697,200円

(11) 受渡年月日

(訂正前)

2019年5月31日(金)から2019年6月4日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の7営業日後の日とします。

(訂正後)

2019年5月31日(金)

5 本邦以外の地域において開始されるオーバーアロットメントによる売出しに係る事項について

(訂正前)

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売)されることがあります。

オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の概要は以下のとおりであります。

(訂正後)

2019年5月15日(水)開催の取締役会において決議されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売)され、オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数は128,000株であります。

オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売の概要は以下のとおりであります。

(2) 売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数)

(訂正前)

未定

(売出数(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数307,500株の半数以下とします。)

(訂正後)

128,000株

(3) 売出価格

(訂正前)

未定

(売出価格は、発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)及び引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とします。)

(訂正後)

2,764円

(4) 売出価額の総額(オーバーアロットメントによる売出しにおける海外販売に係る売出価額の総額)

(訂正前)

未定

(訂正後)

353,792,000円

(6) 売出方法

(訂正前)

307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)が行われる場合がありますが、売出株式の一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(訂正後)

株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式307,500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)が行われ、そのうち128,000株は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されます。

(9) 受渡年月日

(訂正前)

2019年5月31日(金)から2019年6月4日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の7営業日後の日とします。

(訂正後)

2019年5月31日(金)